勢を改めようとしませんでした。

、むなく、ノーモアヒバク認定申請を却下された被

ましたが、4月11日、

したが、4月11日、福岡高裁で大阪高裁で連続して逆転敗訴し

政」の乖離を解消すのにするために、実態、被爆者援護注

被爆者援護法の趣旨に沿うも

「司法」と「行

乖離を解消するために、原爆

内部被曝を軽視、無視する姿

ふり構わず争っています。拒否する」姿勢で臨み、今

今も、

救済を

私たちは、昨年10月と本年2月

その範囲から外れるものは、

『25年新方針』を最後の砦にする、しかし、国・厚労省は、「その

「その

シャ訴訟に、全国7地裁、

117名

クシャ訴訟での初めての高裁勝訴判

マ勝ち取りました。 ノーモアヒバ国の控訴を棄却する原告勝訴判

が、その約束を守らず、残留放射線し、解決を図る」と約束しました訴訟の場で争うことのないよう協議書」を締結し、国・厚労省は「今後書」を締結し、国・厚労省は「今後書」を総に、「確認

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会 広島市中区堺町1-2-9-203 広島県被団協 事務局長 高東征二 Tel 082-296-0040 (月~金10:00~17:00) Fax 082-503-2755

E-mail h-k-hidankyo@lime.ocn.ne.jp

被爆地域の実質的な拡大と非人道的な核兵器の廃絶を訴える

-ムページを開設しました

http://blackrain1.jimdo.com/

私の祖母も舟入で被爆 送っていたはずです。 ば、今も普通の生活をは原爆投下がなけれ 次々に無念の気持ちで ち、その間に被爆者は た。そういった犠牲者 口くなっていきまし 原爆投下後71年が経

は意義のあることでし 器の廃絶を訴えたこと 国の代表として被爆地 く広島に来てほしかっ に足を踏み入れ、核兵 たという思いもありま た。しかし、もっと早 て平和公園を訪問しま カ大統領として初め オバマ大統領がアメ 原爆を使用した

島への原爆投下を核戦者バマ大統領は、広 覚めとしなければなら これは、原爆がもたら 争の始まりとして歴史 ないと演説しました。 たち自身の道徳的な目 に刻むのではなく、 への冒涜です。



佐々井 真吾

魂はいつも私たちの側にいます 無念のうちに亡くなった犠牲者

0

りました。原爆という る状況を放置すること こういった悲劇が起こ され、ずっと嘆いてお しみをもたらします。 してきた祖父は一人残 祖母と支え合って暮ら そんな祖母も10年ほど 周囲の人間にも悲 被爆者だけでな

弁護士 松岡 幸輝 私は、日弁連で福島原発事故の被害

ることであり、

は原爆の教訓を無視す

や国の原発政策を検証する活動を行っ ています。国は、放射能が目に見えな いことをいいことに原発事故の被害を 過小に評価し、現在、原発推進政策に 舵をとっています。

このような国の態度は原爆による被 害についても同様と感じています。黒 い雨による放射能被害が無かったこと にされ、被害者が切り捨てられるよう なことはあってはいけません。原告の 皆さんの思いを裁判所に伝え、その権 利が実現されるよう頑張っていきたい と思いますので、皆さん一緒に頑張り



消防士であった

弁護士 橋本 貴司

松は、広島県の出身であり、広島市 の消防士であった祖父を原爆で亡くし ていますので、幼いころから原爆の悲 惨さをよく周りから聞かされて育った ように思います。黒い雨のことも、祖 父母より聞いたことがありました。祖 父母は、沼田町に住んでいたので手帳 を持っていました。

私の祖父母と同じく、黒い雨に降ら れた方は、放射線が含まれていたこと は明らかなのですから、手帳の交付が 受けられるべきは当然だと思います。

この裁判を通じ、放射線がどんなに 人体に危険なものか、被爆者の被害の 実態、黒い雨の実態をつきつけ、国に は、援護法に基づいた国家としての責 任を果たさせたいと思います。

思います。 過ちを再び繰り返さな みや犠牲を無視し続け ことにより生じた苦し 府は、黒い雨を浴びた を背けず対峙し、 いことを誓ったのだと しかし、政

いつも私たちの側にいくなった犠牲者の魂はです。無念のうちに亡 生させることに繋がっ放射能による被害を発返し、将来にも新たな 達の平和な生活を守るの闘いは、将来の子供 ものに変えていきましわせて世界をよりよい ことに直結しているの てしまいます。私たち みんなで力を合

なぜ米国は核実験をやめ

の

い「黒い雨の被災者」被爆者に会い、我々、

あのむごたらしい平和記念資料

へ大きく呼

にも会ってく 被爆者にもさ

ことを実行に移してください。広島に来オバマ米大統領様、プラハで演説した

オバマ米大統領様、

を相手に裁判を闘っています。

爆心から2キロ以内の外部被爆について ABCC(現・放射線影響研究所)は 今もってよく分かりません。 ない

期待を持ち続けましたが、 ました。とても感動し、 被爆地に大きな失望が広がりま や新たなタイプの核実験が繰り ました。とても感動し、核兵器廃絶へので「核兵器なき世界」を唱え演説をされ2009年の春、チェコの首都プラハ 臨界前核実験 返され、

大統領様



事務局長 高東征二

っている我々は、38年間被爆者と認めるめて亡くなった人が多くいます。生き残助も受けられず、自分の責任だとあきら国が被爆者とも認めないので医療費の補 ように国に働き続けてきました。 のらかにされないままです。 核政策のしてしまいました。 原爆被害の実相いては途中で投げ出し隠蔽(いんペ

被爆(曝)の実態、そのメカニズム原爆症の認定を求めるたたかいは、 を作らないためのたたかいです。 を明らかにし、2度と被爆(曝) 切り捨てようとする認定行政は誤っ の実態に沿うものでなく、 「新たな審査の方針(2013月12 『25年新方針』) りました。そ して、いずれ 判決も、 決を勝ち取 被爆者を 」は被爆

訴に始まり、集団訴訟は

訟は、

2003年4月の提

の裁判所に30

有村洋介

6名の原告が

:提訴しました。

そし

3度の審査基準の改定を実現しまし 原告は、勝訴(29勝)を重ね、

ていると指摘しました。

によるかどうかについて、

原爆症の認定を求めるたたかいは今

被爆者支援広島ネットワーク

後退させている国・厚労省の姿勢をあ方針』の運用を狭め、認定行政を計する必要がある」として、『25年にとどめ、被爆状況などを十分に検にとどめ、被爆状況などを十分に検え、総合的に考慮するのが相当であえ、総合 主張を退けて「科学的限界を踏ま 『科学的知見』が必要である」との の「多数の科学者が認めるような 国・厚労

が下されます。そして、広島地裁の裁、そして10月には大阪地裁で判決6月に東京地裁、9月に名古屋地 見直しを求めました。 厳しく指摘し、審査基準の抜本的な 年内結審、年度内判決も予測できま)重ね、原爆症認定制度を被爆の私たちは、引き続き勝訴判決を

竹森雅泰 弁護団事務局長



4月18日午前11時から広島地裁304号法廷で第3回口頭弁論期 日が開催されました。

前回期日における原告らの釈明を踏まえて、広島県・市と厚生 労働大臣(以下、被告ら)から連名で提出された第2準備書面等が 陳述されました。その要旨は以下のとおりです。

①被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受 けるような事情のもとにあった」といえるためには、特定の被爆 態様によって現実に健康被害が発生しうる場合でなければなら ず、現在の科学的知見では、100ミリシーベルトを下回るような放 射線に被曝した場合については、それによって健康被害が発症し 得るか否かも定かではないのだから、原告らが「黒い雨」を浴び るなどしたとしても健康被害を惹起し得ると合理的に認められる 程度の放射線に被曝しているといえるだけの具体的根拠がな い。②健康診断特例区域の指定を政令に委ねたのは、それが高 度の専門技術的かつ政策的判断を要する事項であり、判断能力 を有する行政機関に一定の裁量を認めた趣旨であり、第一種健 康診断特例区域として指定されないことにより不利益があった としても、それは事実上の不利益にすぎず、地域指定後の各調査 及び検討では、「黒い雨」が降ったとされる地域に高濃度の放射 性物質(核分裂生成物)が降下したとの事実が認められなかった のだから指定に問題はないというものです。

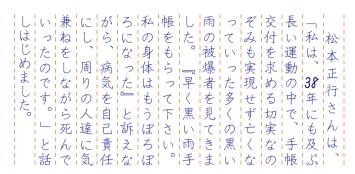
今後は、3号の解釈、「黒い雨」降雨域の範囲と放射性降下物に より原告らが被曝したこと等を具体的に主張•立証していくこと

になります。今後とも ご支援をよろしくお願 いいたします。

第4回口頭弁論 6月20日 (月) 11:00~

広島県「黒い雨」原爆被害者の会連絡協議会事務局次長

松本正行さん (91)





原告の中でも最高齢。口 頭弁論の傍聴には、マイ クロバスを仕立て満杯に

して乗り込んできます。

伝票などを拾い校の児童の描い \mathcal{O} ちてきたの に黒

ものように昼寝をしました。 汲みに行って、 州)に行って拾いました。 空から焼け焦げた紙切れ だんと広がり辺りは暗くなりました。 をそれまでどおり食べました。 ていません。でも、 時から朝が早い 父から「黒い 聞きました。私は雨には濡れ 雲がモクモクとあ で、 11 いた絵、本川 ました。 中河原 雨が降り、 ので、 当時は谷川の水を (太田川) (太田川 家に帰り がたくさん落 私は子ども川町の会社の 千田 が 。 り、 大雨じゃ 起きる 町小学中 いっ

家の 撃されたのだと話しました。 して その後、やまがき瀬 た。中国電力の間野平発電所が 前 いました。 か後にドオー ピカ 日本晴 ッと青白い光が ンと地響きがし れ で立ち話を 叔父

射

5 月 14 15 歳 歳の 日に入隊が決まっていました。海軍主計兵として1945年 翌16日には除隊になりました。 時の右足骨折が理由で不合

い雲がモクモクとあがり…

てお茶にしました。 湯を沸かして、 出かけ、手や長袖シャッが黒くなるのた。9月に入って、山の下刈り作業に で不思議に思 サ 出か を煮 付 いました。 田 ササの け の飛行場づくり作業 盆 過ぎまで働 葉を取って煎じ 昼になるとお

きまし

射能

0

いた

治療を続けています。

また、

両眼は白内

健康診断受診者証交付

地域にす

障、網脈絡膜萎縮、

海抜500mぐらいの山が連な

思わなかった」と話していので不思議に思っていた、年の草刈りは手やシャツがの河野庄一さんは後になっの河野庄一さんは後になっ での正り ここ・での河野庄一さんは後になって、「あのの河野庄一さんは後になって、「あの思うとゾッとします。戸河内の板か谷の付いたササを煮出して飲んだのかとてお茶にしました。今、思うと放射能 思います。 雨は山 で不思議に思っていた、黒い雨とは [県郡周 は手やシャツが黒く汚れる 辺 帯に降った いました。黒 んのだと

っている。マキ(常緑樹)、カシ、ナラ、コナラ、サクラなどの落葉広葉

樹が茂り、紅葉が素晴らしい。下にはクマザサが一面に茂っている。

ビンが7・5 (健常者13・0以上)に市民病院の検査で、血液中のヘモグロ頃から身体がだるく、79歳の時に広島頃からすはは自信がありましたが、70歳 の会連絡協議会が結成され、広島県「黒い雨・自宅介護」 交渉をしたり、 \mathcal{O} で分れるなんて理解できません。 2年後 しました。2010 (平成22) 1 9 7 市は原爆被害実態調査をし、

8

(昭 和

53

年11月12日に、

厚生省へ陳情に行ったり

広島県と 年広島県

すべきだったと思っます。 台風で放射能も流されました。国が調査が、廃墟を襲い多くの死者も出した枕崎国は、科学的根拠を出せと言います

す。定ぐら

11

できたのでは

ない

かと思

11

ま

県・市との

原爆被害者

広島県山県郡安芸太田町穴大字本郷

と小雨地域に分かれたり、 は含まれていない、 に降る雨に放射能が含まれ、 が卵形に降るとは思えないし、地域」に指定しました。誰が考 拠も示さず、 に線引きし、 97 雨 6 図 大雨地域を「健康診断特例 卵形の大雨地域・小雨地 を隔てて大雨地域 誰が考えても雨 地域の境界線 小雨地域に 大雨地域

山県郡安芸太田町 穴本郷

は、 被爆地域認定に を安易に利

斑変性などを治療しています。 視神経萎縮、 用 国へ要望書を提出、

りませんでした。 げ審議しましたが、 象台の宇田道隆博士、 大雨地域を決定するの 国の考えは何 国は検討会を 勲さん 立ち上りるよう

達の調に広島気 も変わ

目的があったのなら、被爆地域の認定に使うなんて無茶だと思う」 を被爆認定地域にするしたもので、大雨地域った。気象学的に調査 もなく日帰りし、不審転車で出かけ泊まる所た食料のない中で、自 目的がな場地は へ次の ます。 当時でも放射線量の測 型さんは、 動さんは、 からない。 学習会で会員さん もので、大雨地域

「気象学的に調査

し違えられ大変だ 科のない中で、自「戦後の混乱しのように話してい 医療生

「黒い雨」訴訟支援引

郵便振替 01330=3=91477 原爆「黒い雨」訴訟を支援する会 ご入会も お待ちして います

黒い雨裁判の基本的視点と内部被曝

矢ヶ崎克馬:琉球大学名誉教授



基本的視点

被爆者306人が03年4月から17地裁で起こした原爆症認定集団訴訟は19回の 判決において連続して勝訴した。判決は内部被曝を明言的に認定する判決をは じめ、内部被曝を事実上の前提条件とし、「国の規準を機械的に適用することは 誤り」とするものであった。にも拘わらず、その後に見直された新基準では国は 内部被曝を認めていない。

- (1) 黒い雨訴訟は被爆者の定義、被爆者援護法1条3項の「原子爆弾が投下され た際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事 情の下にあった者」が争点となる。原爆症の健康被害条件とは明瞭に異なり、 住民が病気になったかならなかったかは問題とされない。放射能環境にあっ た証拠を示すことが重要である。
- (2)黒い雨は水平に広がる原子雲が起源である。「なぜ水平方向に広がる原子 雲は放射能を帯びているか」ということを科学の論理で証明することが必要 である(長崎被爆体験者訴訟、法廷提出意見書)。火球にすべて存在した放射 能が水平に広がる原子雲に大量に移行する。現実は住民の体験や残留放射能 測定により、放射能環境は水平原子雲の半径15km程度と一致している。雨とし て落下する放射能の塊は風で移動している。
- (3)黒い雨による深刻な被曝は2種類あり、黒い雨に打たれたことにより放射性 物質が体や衣服に黒いシミとして残り、近接被曝あるいは付着被曝(外部被 曝)をもたらした。さらに、より深刻な被曝は放射能の埃を付けた食べ物を食し たり、呼吸によって吸い込んだりする内部被曝である。これらが「身体に原子 爆弾の放射能の影響を受けるような事情」を提供する。
- (4)国際放射線防護委員会の線量評価体系は矛盾に満ちたものであり、吸収線 量の定義など、被曝の現実性を一切捨象するものである。放射線の基本作用 「電離」に触れず、低線量域のペトカウ効果(注1)などを無視する。健康被害の 目安となる電離の密集性、健康被害がなぜ生じるかを議論しない。チェルノブ イリ被害の評価に見られるように、現実の被害を切り捨てる。ABCC・放影研の データを基本としており、現実のリスクより一桁程度過小評価している。実効線 量は物理的にあり得ないものであり、照射線量と吸収線量をごちゃまぜに使 う、など科学の基本に悖るものであり、これらによる健康被害の過小評価を許 してはならない。

内部被曝の特徴

放射性降下物が体内に入った時の被曝は発射されたすべてのアルファ線、ベ ータ線、ガンマ線が被曝を与える。アルファ線、ベータ線は飛程が短く危険度が 高い。ガンマ線被曝の場合(外部被曝)と比較して放射性微粒子の近辺区域に集 中した電離を行い、異常DNAを生じさせやすく健康破壊は著しい。

> (注1) ペトカウ効果・・・ 「長時間の低線量放射線被曝の方が短時間の高線量放射線 被曝に比べ、はるかに生体組織を破壊する」